

写 場 撮 影 器 材 賃 貸 借 契 約 書 （ 案 ）

賃借人 公益財団法人茨城県教育財団（以下「甲」という。）と賃貸人〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により埋蔵文化財整理作業写場撮影器材賃貸借契約に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、その所有する別紙仕様書に掲げる機器（以下「貸借機器」という。）を甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

（契約期間）

第2条 賃貸借の期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

（設置場所）

第3条 賃借機器の設置場所は、甲が指定する場所とする。

2 甲は、賃借機器について移動する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、乙の了解のもと、甲の負担により、賃借機器の設置場所を変更することができる。

（設置、調整及び引渡し）

第4条 乙は、賃借機器を甲の指定する場所に設置し、甲の検査を受けなければならない。

2 前項の処置に要する経費は、乙の負担とする。

（貸借料）

第5条 貸借料は、次のとおりとする。

（1） 貸借料(消費税及び地方消費税別)

賃 借 物 件	月 額 単 価	備 考
埋蔵文化財整理作業 写場撮影器材一式	〇〇,〇〇〇円	契約期間に1箇月未満の端数が生じた場合は、当該月の暦日数を分母とする日割計算により算出し、その算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（貸借料の請求及び支払）

第6条 乙は、月額貸借料及び消費税額等について1箇月分を翌月の上旬に請求し、甲は、支払請求書を受領した日から30日以内に、乙に支払う。

2 乙は、請求方法について四半期払、半期払、年払のいずれかについて、前項の規程に関わらず、甲の了解のもと選択することができる。

3 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払が無かった場合は、乙は、その請求金額につき、法令で指定する遅延利息の割合で計算した額の支払を甲に請求することができる。

（賃借機器の管理）

第7条 甲は、賃借機器の使用及び保管については、善良な管理者の注意をもって行うものとする。

（賃借機器の契約不適合責任）

第8条 賃借機器に隠れた契約不適合があった場合は、甲は、直ちに書面により乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、直ちに乙の責任において賃借機器を正常に使用できるように修繕し、又は修復するものとする。

3 前項の規定による修繕又は修復に要する一切の費用は、乙の負担とする。

（保険）

第9条 乙は、契約期間中、継続して賃借機器に動産総合保険を付するものとする。

2 前項の動産総合保険契約に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(損害賠償)

第10条 乙は、この契約に違反したために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

2 乙は、甲が故意又は重大な過失により賃借機器の滅失、盗難、破損等乙に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

3 前項の損害賠償の額は、甲乙両当事者が協議して定めるものとする。

(賃借機器の取替え、改造、追加等の契約変更)

第11条 賃借機器の取替え、改造、追加等によって賃借料その他契約条項を改める必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ契約の変更を行うものとする。

(賃借機器の譲渡時の措置)

第12条 乙は、契約期間中に賃借機器を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ甲の同意を得たうえ、甲が賃借機器をこの契約と同一の条件で使用できるよう措置するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、賃借期間内に自己の都合によりこの契約を解除しようとするときは、書面により乙に通知するものとする。

(賃借機器の返還)

第14条 この契約が期間満了により終了したときは、甲は、乙に賃借機器を速やかに返還するものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、この契約の履行により知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了又は解除後も同様とする。

(契約保証金の免除)

第16条 契約保証金は、免除するものとする。

(信義則)

第17条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年10月1日

甲 水戸市見和1丁目356番地の2
公益財団法人 茨城県教育財団
理事長 森 作 宜 民

乙